

## はじめに

平成12年の介護保険制度の開始とともに始まった現行の成年後見制度は、今年で17年目を迎えました。平成28年4月以降「成年後見制度利用促進法」並びに「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の施行を受け、様々な角度から法律や制度の見直しが行われています。内閣府ではテーマ毎のワーキンググループで現行の成年後見制度を取り巻く諸問題について検討が行われ、その経過については逐次内閣府のホームページにおいて議事録等が公開されています。

そうした内閣府の動きに先んじる形で京都府社会福祉協議会が「京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関する検討委員会」（以下「委員会」と略）をいち早く設置され、各界の有識者の参画を得てこの度の報告書にまとめられたことは、誠に時宜を得た事業であり、この委員会に携わった者として、その責任を重く受け止めています。

委員会の目的は、京都府域における権利擁護と成年後見制度のあり方について検討を行い、京都府及び京都府内市町村、市町村社会福祉協議会への提言を行うことで、京都府域における権利擁護の推進を図ることにあります。京都弁護士会や京都司法書士会、京都社会福祉士会が参画し、学識経験者や市町村社会福祉協議会の専門員にも検討に加わって頂きました。更に、検討を重ねる過程で、成年後見制度の利用者となる障がい者の家族会から、忌憚りの無い切実なご意見を拝聴する機会を得たことは、委員会での議論を深めることに大きな役割を果たしました。

たとえ高齢や障がいを原因として判断能力の低下が生じても、「京都」に住まう者は、どの市町村の住民であっても、あらゆる権利擁護に関わる福祉サービスを等しく利用し、安心して暮らすことの出来る、高齢者や障がい者に優しい「京都」であって欲しいと考えています。また、そうした「京都」を創出するため、司法や行政、各専門職団体等が「オール京都」の体制で取組む必要があります。

この報告書が多くの人目に触れることで、京都府域の権利擁護の意識が高まり、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用が促進されることを願って止みません。また、今後の京都府域での権利擁護を取り巻く様々な議論や活動の指針としてこの報告書を参考にして頂ければ、この委員会に携わった者として望外の喜びであります。

いわゆる団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをする「2025年問題」や、「障害者の権利条約」の批准に関わる法律や制度の見直しという社会的な状況の下、今後も不断の議論や検討を重ねていくことが必要であると考えています。

最後に、この委員会の開催にあたり京都府社会福祉協議会の事務局には、検討のための資料や情報の収集、議事録の作成など、過重な事務負担を強いることとなりました。この委員会の役割を重く受け止め、所期の目的を達成するため、労を惜しまず委員会を支えて頂いた職員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年2月

京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関する検討委員会  
委員長 一 迺 穂 光 彦